

公益財団法人秦野市スポーツ協会法人印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人秦野市スポーツ協会の法人印について必要な事項を定める。

(法人印の種類、用途等)

第2条 法人印の種類、用途等は、別表のとおりとする。

(法人印の保管)

第3条 法人印の管理者は、事務局長とする。

2 法人印は、管理者において厳重に保管しなければならない。

(法人印の使用)

第4条 法人印を使用するときは、決裁済原義書等を事務局長に提示し、承認を受けなければならない。

(法人印の新調、改刻及び廃止)

第5条 法人印の新調、改刻又は廃止に関する事務は、管理者が掌理する。

2 管理者は、法人印を新調若しくは改刻する必要があるとき、又は法人印が摩滅、き損、盗難、紛失等により廃止しようとするときは、法人印新調等決裁書(別記様式)により手続をしなければならない。

3 管理者は、法人印のうち、会長印については廃止となった日の翌日から起算して5年間、その他の法人印は1年間保存しなければならない。

4 管理者は、保存期間を経過した法人印については、焼却、裁断等の方法により廃棄しなければならない。

(印影の刷込)

第6条 事務処理上特に必要があると認められるときは、文書に法人印の印影を刷込み、又は印影を縮小して刷込むことができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

法人印 の名称	書体	寸法 ミリメートル	形式	印材	個数	用法
公益財団法人 秦野市スポーツ協会之印	てん書	方 21	公益財団法人 秦野市スポーツ協会之印	木印	1	法人名を もって発 する文書
公益財団法人 秦野市スポーツ協会会長印	てん書	円 18		木印	1	会長名を もってす る文書 (契約・ 登記)
公益財団法人 秦野市スポーツ協会会長印	てん書	方 21	公益財団法人 秦野市スポーツ協会会 長印	木印	1	会長名を もってす る文書
公益財団法人 秦野市スポーツ協会会長印	てん書	方 36	公益財団法人 秦野市スポーツ協会会 長印	木印	1	会長名を もってす る賞状押 印用

別記様式（第5条関係）

法人印新調等決裁書

決 裁			
押印欄			
次のとおり	<input type="checkbox"/> 新調	してよろしいか。	起案 ・ ・
	<input type="checkbox"/> 改刻		決裁 ・ ・
	<input type="checkbox"/> 廃止		施行 ・ ・
名 称			
種 別	法人印（ <input type="checkbox"/> 法人印 <input type="checkbox"/> 理事長印 ）		
書 体	<input type="checkbox"/> てん書 <input type="checkbox"/> かい書 <input type="checkbox"/> 小てん書		
寸 法	ミリメートル		
印 材	<input type="checkbox"/> 水 牛 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
個 数	個		
用 途			
理 由			
法人印管理者	法人印取扱責任者		
形 式	処 理	発注年月日	・ ・
		納入年月日	・ ・
		使用開始年月日	・ ・
		保存年数	年
		保存期限	・ ・ まで
		台帳記載日	・ ・